

平成23年7月12日

号外第2号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

規 則

- 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（21・税務課）……………1
- 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（22・健康推進課）……………1

規 則

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十一号

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則（昭和五十一年秋田県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条」を「第五条第一項」に、「同条各号の一に」を「同項各号のいずれかに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十二号

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和三十年秋田県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田市山王七丁目 5 番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目 5 番29号